

白 石 市 議 会

厚 生 文 教 常 任 委 員 会

2 9 . 1 2 . 1 4

白石市議会厚生文教常任委員会

1. 招集日時 平成29年12月14日(木) 午前10時00分

2. 場 所 白石市議会 第3委員会室

3. 本日の会議に付した事件

(1) 委員会付託事件の審査について

・第95号議案から第104号議案(議案10件)

(2) 所管事務の調査

・白石市小中学校の学校統廃合に伴う準備委員会等の進捗状況について

4. 出席委員

松野久郎 委員長

佐藤秀行 副委員長

佐藤龍彦 委員

伊藤勝美 委員

沼倉啓介 委員

平間知一 委員

菊地忠久 委員

大町栄信 委員

佐久間儀郎 委員

5. 欠席委員

なし

6. 説明のために出席した者

菊地正昭 副市長

武田政春 教育長

庄司昭利 保健福祉部長

齊藤直 教育専門監

日下忠績 行政改革推進室長

小室英明 学校管理課長

佐藤浩 生涯学習課長

7. 事務局職員出席者

佐藤恵一 次長

菅野順一郎 主幹兼調査係長

~~~~~

午前9時56分 開会

◎松野久郎委員長 おはようございます。会議に入る前にお願いをいたします。本委員会の議事は、全て録音し、会議録を調製いたしますので、発言につきましては本会議同様、委員長の許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

ただいまから、厚生文教常任委員会を開会いたします。

本委員会に説明のため、関係当局の出席を求めていますのでご了承願います。

初めに、議案審査を行います。

本委員会に付託案件は、議案10件であります。

なお、議事の進行上、まず、第103号議案・指定管理者の指定について（市民市精神障害者小規模通所授産施設ポプラ）及び第104号議案・指定管理者の指定について（白石市福祉プラザやまぶき・白石市福祉作業所やまぶき園）の2議案を審査し、その後、第95号議案・指定管理者の指定について（越河公民館）から第102号議案・指定管理者の指定について（小原公民館）までの8議案を一括議題として審査をいたします。

これらの議案の説明については、既に本会議において行われておりますので、これより質疑に入ります。

それでは、103号議案・指定管理者の指定について（白石市精神障害者小規模通所授産施設ポプラ）を議題といたします。質疑ありませんか。

◎沼倉啓介委員 これは、各議案、原案に対して同様の質問をいたしますが、指定管理者制度は、地方自治法第244条公の施設に関連する制度で、2003年6月6日に改正され、9月から施行されている、長期間にわたる制度でございますが、その期間が長いために、当初の緊張感がなかなか感じられなくなっているなという感じがあるのですが、過般の本会議の中で、この指定管理者の指定をするに当たって、管理を行わせる意見の聴取を選定審査会において必要だと、委員の意見の聴取を必要とするというそういうような発言等がありました。それでもって、それを受けて、この指定管理者の第103号議案ポプラ、第104号議案福祉プラザやまぶき、やまぶき園に関しても、審査会において委員がどのような意見を出されていたのかお示しをいただきたいと思っております。

◎松野久郎委員長 当局の説明をお願いいたします。

◎日下忠績行政改革推進室長 おはようございます。ただいまの質疑にお答えをいたします。

公の施設の指定管理者選定審査会につきましては、去る11月9日に選定審査会委員の皆様のお出席により開催をされたものでございます。

それで、各施設25施設ございましたが、各施設それぞれに、施設に関する概要、主な利用者の実績、今後5年間の事業計画と収支予算等につきまして、当該担当所属課より説明を行いまして、それぞれの施設についてご審議をいただいたということでございます。

それで、福祉プラザやまぶき及び福祉作業所やまぶき園につきましての御質疑は、その施設に限ったことではないんですが、利用者の方の個人情報の保護についてどのような状況に

なっているかということで、個人情報の管理に当たって、管理簿を作成するなど適切な取り扱いについてお願いするという、施設全般になります。そういったご指摘をいただいております。それ以外につきましては、特に福祉プラザやまぶき、やまぶき園につきましては、ご質疑等ございませんで、指定管理者の候補者とするということについて妥当であるというご判断をいただいたところでございます。

◎沼倉啓介委員 当該施設指定管理者で、とかく母体となる地方自治体の財政状況が厳しい様相を呈してくると、指定機関における管理委託料を圧縮したいと思う顔ものぞかせやすいというのが、直感として感じているところでございますが、現在の委託料とこのやまぶき、第104号議案に関して、平成30年以降の委託料はどのような形で推移するように考えているのかお示しく下さい。

◎日下忠績行政改革推進室長 平成29年度の白石市福祉プラザやまぶきの指定管理委託料につきましては127万円でございます。それから、福祉作業所やまぶき園の指定管理委託料につきましては1,114万1,000円ということになってございます。

それで、今後、平成30年度からの5年間の予算につきましては、申込書の段階で金額をお示ししていただいておりますが、それは今後の当初予算の編成に向けまして、その申し込みの金額も踏まえつつ総合的に判断をして予算の中で編成をしていくと、そういうことになるかと思っております。

◎沼倉啓介委員 総合的に判断するというのは、今後検討すると同じように、上げるか下げるかという形の、いわゆる周りの状況も考えた形での対応になると思うのですが、比較的こういう指定管理委託料というのは下げやすいというような側面を持っていると私は思うんですが、今の白石市の財政状況を考えた場合に、これは全般的にお聞きしたいという形のものではないので一個一個お聞きするんですが、こういうやまぶきとかやまぶき園の性格を踏まえた形でいくと、現状維持がベストな状況かなというふうに感じるんですが、いやいやもうちょっと見直したいんだというような判断ものぞかせているのかどうか、その辺をお示しく下さい。

◎菊地正昭副市長 今、当初予算のほうでというようなお話をさせていただいて、今、当初予算はまさにヒアリングを行ってやっているという段階でございます。第103号議案、第104号議案もそうでございますけれども、言葉が適切かどうかあれなんですけれども、特殊なそういう施設かなというふうに判断しております。受け皿として、なくてはならない施設なのかなというふう考えております。

大方は人件費の分がここにかかわってきて、それを委託料として見ているというのが現実的なところでございます。これは、人件費のところは、そうすると今のこういう事情から見ますと、下げられないというのが今の現状かなというふうにも思っていますので、下げられるとすれば、例えば光熱水費が少し使い過ぎなんじゃないのというふうな話はあるかと思えますけれども、今委員のおっしゃるように、それでは人件費を削ってどうのこうのという話にはならないというふうに思っております。

◎沼倉啓介委員 今のは了解しました。1つだけお願いしたいのは、こういう障がいを持っている子供たちの施設というのは、工賃アップ作戦という形で障害者年金と、それからこの子供たちが働く工賃でもって賄うという形の側面があります。それは、今、副市長がおっしゃったように、そういうふうな基本的な考えで持っていていただければ、これは大変ありがたいなと思えますので、前向きにそれは検討をお願いいたします。

◎菊地正昭副市長 工賃については、園生のところになるべく行くようにというような形でしたいなというふうに思っていますし、ただ、今現在、前は、例えばうぐいす会でやっているポプラのほうにも、例えばスリッパをお願いしていたという、会社がそういう作業をこのごろ何か少なくなってきたというような現状もあるわけでございます。職員のほうも、そういう作業がどこかにないかというふうにして探しているというのが今現状でございます。

こういう施設に来ると、ただ中にいて何もしていないというのはよろしくない、ですから、何かいっぱいその中で作業をしているというのが、こういう社会復帰をするとかそういうのには重要なのかなというふうに思っていますので、私どものほうも何かそういう会社がないかとかいうことで手を尽くしておりますけれども、なお、目がいけないとか手が届かないところがあるかもしれませんので、委員の皆様にも、もしそういう会社で、例えば箱折りの仕事があるとかスリッパの仕事があるよとか、そういう話がございましたら、ポプラとかやまぶきのほうにお仕事の手配をお願いできればというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

◎松野久郎委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第103号議案を採決いたします。

第103号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、よって、第103号議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、第104号議案、白石市福祉プラザやまぶき・白石市福祉作業所やまぶき園を議題といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 討論なしと認めます。

採決に入ります。ただいま議題となっております第104号議案を採決いたします。

第104号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、よって、第104号議案は原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時08分 休憩

~~~~~

午前10時10分 開議

◎松野久郎委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第95号議案・指定管理者の指定について（越河公民館）から、第102号議案・指定管理者の指定について（小原公民館）までの8議案を一括議題といたします。

質疑ありませんか。

◎沼倉啓介委員 指定管理者制度、白石の場合は、財団法人から始まって、あと公民館という形の中で、長きにわたって5年ごとの指定管理期間を設けて指定管理させるという形になっておりますが、その選定に当たっては、選定審査会において委員の意見を聞いて、それをもとにして公募でなく特定でやるという形が本会議の中でお示しをいただきました。それで、この8議案の8施設について、選定審査会でどのような意見が述べられていたのか、各施設

ごとの委員の意見をお聞かせください。

◎**日下忠績行政改革推進室長** 去る11月9日に行われました指定管理の選定審査会でございますが、各公民館とも、その公民館ごとに各公民館の利用状況、施設概要、今後5年間の事業計画と収支予算について説明を行ったところでございます。

それで、それぞれの委員の方からは、それぞれの公民館の創意工夫がありまして、着実に成果を上げておられるということで、総じて指定管理者の候補者とするということについて了承をいただいたところでございます。

特にご意見といたしましては、先ほどのやまぶき、やまぶき園でもございましたが、個人情報の取り扱いにつきましては、そういった公民館におかれても、きちんとした適正な管理簿を作成するなど、個人情報の取り扱いにつきましては適正をお願いをしていただきたいと、そういうような要請を委員の方からいただいたところでございます。

◎**沼倉啓介委員** 各公民館ごとに、その地域地域に合う特色というのが当然出てくるはずで、恐らくその公民館全体がそういう形の中で大歓迎というような形のものがあると思うのですが、中には、そういう形のものでないような意見も出てきているように、ちらほら耳に入っているんですが、そういうのは選定委員の中から述べられるというか、そういう質問はなかったですかね。

◎**日下忠績行政改革推進室長** 選定審査会の中におきましては、そのようなご質問、ご議論はございませんでした。

◎**沼倉啓介委員** わかりました。それでは、先ほども述べたんですが、これ5年の期間という形の中で、債務負担行為の中で、金額はもう5年間保証というような形で推移するわけです。幾らいい悪いにかかわらず、毎年同じ固定の金額が支払われるというような形のもものが、この指定管理者制度のありようだと思うのですが、白石もどんどんどん厳しい財政状況になってきて、当初予算を組むのがなかなか難しいような状況になってきている中で、今から5年間、同額を指定管理者に支払いをするという形になってくると思うのですが、今までの指定期間、過去の経過の指定期間を考慮して、今回、平成30年4月1日から以降の指定管理の委託料との推移といえますか、それらのありようというのはどのような基本的な考えでいっているんでしょうか。当初予算で総合的に勘案するという形のものもあるでしょうが、これは地域の拠点となる公民館なので、そこら辺も踏まえて、地域性も踏まえた形で、今後どのような形でそれらを推し進めていこうとしているのか、お聞かせください。

◎**佐藤浩生涯学習課長** 委託料につきましては、人件費の中で社会保険料が年々増加している

状況なので、その分については若干増額になる見込みでございます。しかし、そのほかの事業費とか施設管理費については、ほぼ同額で計上するような予定と考えております。

◎沼倉啓介委員 ということは、総額的には若干の増額が図られるという形の推移だという形でとらせていただいておりますか。

◎佐藤浩生涯学習課長 はい、そのとおりでございます。

◎伊藤勝美委員 今、若干の増額ということでございますが、前年期間といえますか5年間を見ますと、若干、先ほど課長がおっしゃった人件費における社会保険料といっても、本当に1万2万ではないかというふうな推移と見ています。となると、今後、また同じ5年間やるとなると、またその金額でいだけかなということで、もうちょっとその辺の何といえますか、あと公民館の人の配置ですか、1人とか1.5人分とか2人とかという形になっていると思うのです。ですから、それでは大変だという声は実際に聞いているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

◎佐藤浩生涯学習課長 平成17年から指定管理方式で委託しておりますけれども、その時点で、給与については職員を嘱託されて18万円が基本で、それでということで納得の上で各地区のまちづくり協議会等が了解を得てきたという流れがあるようでございます。

あと、0.5人というのは、今まで指定管理は職員がついていましたけれども、ある程度の事務的な部分については引き揚げるとということで、0.5人分だけの臨時職員ということで措置して、それで納得の上で来ております。

事業で忙しいというのは、各地区、各団体いろいろありますけれども、そういう事務的な事務局も持っていて忙しいんだというのが多く意見があったということがあって、公民館の管理運営につきましては、指定管理が始まった当時の事業量で来ていると思っておりますので、当初の平成17年度始まった時点の考えで今後も委託していく考えでおります。

◎伊藤勝美委員 今、仕事量といえますか、それなんですけれども、実際平成17年から始まって、そして、もうあらかた10年を越えようとしているんですけども、仕事量、各公民館に対する仕事の量というのは実際ふえているんですか、少なくなっているんですかね。

◎佐藤浩生涯学習課長 若干調査したときに、11件ほど新たに事務的な部分がふえたのはありますけれども、特に多くなったという認識はしておりません。ただ、各地区のいろいろな各団体の事務とか多いですし、あと逆に、市のほうの社会福祉協議会とかいろいろな募金の取り扱い、それらは大変だなというような声を聞いております。

◎伊藤勝美委員 そういった意味から、市の改革プランということで、平成28年、29年、そし



て今後の取り組みということで、今私が言ったように、これは当然改革プランに載っているやつですけれども、スタート時点からの業務を比較すると、市からの依頼も複雑化している現状があると。そういうことで、地区公民館業務の洗い出し作業を進めるということで改革プランでうたっているんですけれども、その辺の取り組みというか、それはどのような形でやっているのか、その辺お聞かせください。

◎佐藤浩生涯学習課長 各公民館に、どのような事務量がふえているか、一応調査をしまして、確かに平成17年当時より11件ほど、市のほうでお願いする事務的なこともふえたというのは事実把握しましたので、そういう意味で、できるだけ各庁内関係部署に公民館のほうの委託、指定管理している業務の中にふえないような仕方で、それを内部的に周知しまして、事務長さんの負担がふえないように、これからしていくように考えております。

◎伊藤勝美委員 確かにふえているというのは、公民館の事務のほうからもそれは聞いているんですけれども、そこで公民館といいますと、つまり指定管理者の前ですと、市の職員の方がおられて、そこでそれなりのサービスということをしていたわけですよ。それで、今度、公民館に事務として入っている方も同じような、同じではないんですけれども、当然その地区の一番のメインになるところで、そこが中心部といいますか、ほとんど自治会長さんなんかも集まりまして、そこでやっているわけです。当然そこでもって、自分の仕事と、あとそういった地区のことも全部やっているようなものなんです。そういう形にすると、余りにも、先ほどの募金の話ではないんですけれども、ですから、そういった当局のほうでもできそうな、どこでもやれそうなところはフォローしていただければ、また、先ほど言った改革プランにおいての仕事の量を、この辺もいろいろな面で見たいと思うんですけれども、その辺いかがなんでしょうかね。

◎佐藤浩生涯学習課長 確かに、一番は、地域支援係がうちにはおりますので、今現在1週間に1回は全公民館2人で回ってきて、いろいろな要望、あと支援ですね、そういうものをしておりますので、そういう面でも今後も手厚く支援をしていきたいと思っております。

◎佐久間儀郎委員 それらの施設が、議会で承認された後には協定書を結ぶことになっていきます。条例の第8条ですか。その協定書には、管理表とかそういったカウントについて、もちろん記載する事項になっているんですが、私は、そこに働く方々の勤務体制というか労働時間に関することとか、労働法令の遵守、雇用条件、そういった条文も当然配慮されての規定になっているんだろうと想像するんですが、その辺のことをお聞きしたいし、また、いろいろ今委員から出ていますが、若干事業をやっている中で、いろいろ変化事項が出てくるわけ

ですから、例えば丸々5年間の中で、そういったことに対する協議みたいなことがあって、若干協定書を変更していくとか、内容ね、そういったこともあり得るのか、そんなこともちよっとお聞きしたいんですけれども。

◎佐藤浩生涯学習課長 雇用関係については、雇用主が指定管理になる各まちづくり協議会等のほうになるので、そちらのほうでちゃんと雇用の体系はつくってもらって、それで雇ってもらおうというようになっているので、協定書は本当の基本的な事項について、公民館の管理運営についてを記載しているのみなので、その辺は指定管理となるそれぞれの各団体には強くお願いするというふうなことになると思っております。

◎佐久間儀郎委員 では、振興会とかまちづくり協議会とかのほうで従業員を雇い、いろいろな労働条件を決めてやっていく。先ほど端的にいろいろ事情が変わってきたよという中で、従業員さんのほうからその振興会とかまちづくり協議会のほうに、この辺の条件のこともいかが考えていただけませんかとなった場合、それを今度は市のほうに持ち出してくるということで、その辺に対していろいろ協議に応じましょうかというようなことはまずないのかどうか。まず、決めたらもう決める。5年間で、もうそれだけやると。決めてそれをこれでやりなさいよという形だけに固定されているのかどうか。

今回、若干、少し社会保障とかなんかの関係で微増はするんだとおっしゃっていますけれども、それ以外に人員は、あとこれやりたいんだけど、これも振興会でもやるんだけど、その辺、市のほうではそれを考えないのかというようなことは出てこないのかな。

◎佐藤浩生涯学習課長 あくまでも指定管理ということで、公民館の管理運営業務について仕様書もつくっておりますので、それについてのみの委託費計上になっております。今、まちづくり交付金とかいろいろな交付金を利用して、それぞれまちづくり協議会でもいろいろなまちづくり、いろいろな活動をしていますけれども、そういう意味で、いろいろな事業がふえたとかいう場合ですと、それはまちづくり協議会のほうでそういうふえた事業についての人件費はある程度考えてもらうというようなことになるかと思っております。基本的には、平成17年度でスタートしてきた基本方針を、まずはそのまま継続していくというような考えで積算をしておりますので、述べましたとおり社会保険料でアップする分だけを増加になるものというふうな考えでおります。

◎伊藤勝美委員 今の委託料は変わらないと。人件費もそういう形でやるということなんですけれども、実情は、例えば大鷹沢の収支状況というかそれを見ると、実際、委託料480何万円いただく。そして、そこから人件費を引くと。そして管理費を引くと、実際に残る分は

30数万円なんですね。ですから、そこでもって敬老会、運動会、球技大会、そして文化祭となると、逆に今度地区民の方々からそれぞれ100円ですとか200円とか300円、あと世帯数を出して、その金額を充てて4事業をやっているんですね。だから、そういうことに関して、当局のほうでは当然把握はしているかと思うんですが、実際それでいいんでしょうかね。

◎佐藤浩生涯学習課長 各地区、市で計上している予算では十分な事業ができないということで、各戸、負担金をもらって運動会とかなんかやっているのは、各地区どの地区もそういう状況であります。市の財政的にも厳しい状況が続いていますけれども、お互いに、市も出しますけれども、各地区の皆さんも負担していただいて、そして協働でそういう事業をしてもらうというのが基本ではないかというふうに思っているところです。

◎沼倉啓介委員 そもそも原点に立つと、この指定管理者制度というのは、規制緩和と官から民への移行と民間活力の導入の推進という形のものから始まったんですよね。この指定管理というのは。例えば、今、平成30年4月1日から平成35年3月31日の指定期間を設定して、債務負担行為である程度の固定で見ると。この期間、消費税の導入がありますよね。そうすると、実質的にはそこから目減りになってくるわけだ。そういう形も考えて、今の課長の答弁でおっしゃるとすれば、それらも勘案して今回は設定しなくていけないという形にもなるでしょう。でなければ、おかしくなるんじゃないですか。

◎佐藤浩生涯学習課長 今、消費税のことが出ましたけれども、消費税も前回5%から8%に変わったときは、途中でその消費税増額になった分は債務負担行為変更でその分はやっているんで、今回も8%から10%になった時点で、また債務負担行為の変更をかけまして、その分は見る予定にしております。

◎沼倉啓介委員 この公民館の指定管理になる前に、ちょっとずれますけれども、総務課所管の指定管理のあれになると、議会は丸1日かかったんですよね。ということは、債務負担行為で5年間固定になるでしょう。白石の財政がどんどん悪くなっていく。そうすると、委託料だけが突出して見えるんです。だから、何でこれ変更かけないんだ変更かけないんだというのが、当初の議会の議論の中心だったわけです。ただ、今おっしゃったそれと、そういう偶発的な税制の改正とかあった場合は、それは見直すよという形は、あくまでも指定管理の委託料に関しては、何かあったときは変更をかけますよという基本的な答弁として捉えていいですね。いいんですね。

◎日下忠績行政改革推進室長 市長部局の立場ということで答弁させていただきます。

債務負担行為につきましては、今回であれば5年間ということになると思いますが、5年

間の限度額ということでございます。なものでございますから、これまでも、先ほどのように消費税率が改定になった折、あるいは重油価格が高騰して、電気料なりそういったところが影響を受けたということでの変更ということで、その分の追加というような形で債務負担行為を変更した経緯があるかと存じます。したがって、そういったことがありましたら議決をいただいて、債務負担行為の変更並びにそれに対応した歳出予算の増額補正というのは当然あり得ることだというふうに思います。（「了解」の声あり）

◎伊藤勝美委員 先ほどから各地区への委託料ということで、ある程度の固定と申しますか、それで大体やるということなんですが、そもそもその金額の算定というか、それは各地区違うと思うんですけれども、各地区ね、これから出ると申しますけれども、それどんな感じでやっているのか、それだけちょっとお聞かせください。

◎佐藤浩生涯学習課長 事業費については、基本額に各世帯割の単価を掛けて算出しております。あと施設管理費につきましては、各公民館の施設の規模がそれぞれ違います。そうしますと光熱費等がそれぞれ違うので、今までの実績に基づいて算出しております。人件費については、各地区統一で計上するようになります。

◎伊藤勝美委員 一つ一つあれなんですけれども、ちなみに、8つの公民館の委託料の予定、年間、これちょっと出してもらっていいですかね。このぐらいだよというの。（「各公民館ごとですか」の声あり）はい。（「例えば平成30年度でよろしいですかね」の声あり）はい。

◎佐藤浩生涯学習課長 今のところの予定では、越河公民館が479万3,000円、斎川公民館が463万3,000円、大平公民館が464万8,000円、大鷹沢公民館が484万2,000円、白川公民館が471万3,000円、福岡公民館が503万5,000円、深谷公民館が462万6,000円、小原公民館が462万2,000円、以上が今のところの予定になっております。

◎伊藤勝美委員 今、先ほど算定の方法ということでやると、何かそもそも余り変わらない。人口とか世帯というのは余り変わらないような気がするんですが、例えば福岡公民館ですとか、あと小原、そもそも片や千幾つの世帯あって、片や小原、深谷も何か随分差がないような感じするんですが、その辺は私の勘違いですかね。

◎佐藤浩生涯学習課長 事業費の単価1人当たり30円とか単価が安いので、そんなに大きく出てこないということです。

◎伊藤勝美委員 その前に、福岡公民館に関してなんですけれども、放課後児童クラブ、これ多分2人体制というかその辺になっていたと思うのですが、人件費的にね、それもこの中から出すんですか。

◎佐藤浩生涯学習課長 指定管理から、あくまで公民館の臨時職員は0.5人しか見ておりません。その0.5人というのは、子ども児童クラブのほうの予算をもらって、0.5人として使っていると。つまり、合わせると1人になっているという状況です。子ども児童クラブの事業をやっているための0.5人です。そういう委託を受けて、いろいろな事業を重ねて、その分で人を配置しているというようなことになっています。（「お金もとってくるのね」の声あり）だから、ほかの地区の公民館のいろいろな事業ですね、例えば福祉の事業を委託して受けて、それでもらって、その分で臨時を使うとか、そういうことです。

◎伊藤勝美委員 大平のあれはどういうふうな解釈をすればいいんですか、大平の放課後児童クラブは。

◎佐藤浩生涯学習課長 大平の児童クラブはどういうふうになっているかわからないんですけども。公民館の委託は0.5人しか見ていないので。子ども家庭課の所管なので。

◎伊藤勝美委員 なるほどね。わかりました。

◎松野久郎委員長 私からもちょっといいですか。前にいろいろ調べていただいて、先ほどの就業規則関係というのは、そういった冊子といますか、決めた規則はないということなんですけれども、所長1人に0.5のアルバイトがいて、例えば超過勤務したとか、また休日出勤したとかというときの代休とかなんかという形をされておられるんだと思うんですけれども、その権限というのはどなたかの指示とかなんかでやられているのか、所長に一括委任しているのか、その辺はどのような形になっていますか。

◎佐藤浩生涯学習課長 雇用主がまちづくり協議会等なので、そちらの事業主の指示に基づいて職員は働いていると認識しております。

◎松野久郎委員長 ところが、例えば越河では越河地域振興会、すると、その責任者は振興会会長ということでよろしいんですか。（「はい」の声あり）その方から認めていただいて代休をとるなり、また超過した場合は超過の恐らくお金はないので、何時間か休んでもらうとかというのは、その振興会だったら振興会、その会の会長さんの権限でやるということですね。

例えば何かあったときに、訴えとかなんかかってなったときに、振興会の会長が結局はこういう規則も何もつくっていないので、結局どこで対応しようが、なくなる可能性があるではないですか。そういったところにも、なかなか勤める方もいなくて、今50過ぎとか60過ぎとか、また、若い方で齋川みたいに女性の方で時間があるという方がやっておられると思うんですけれども、その辺どういうふうな形になっているかというのも気にしている人もいて、

そのところは何かの方法ではっきりさせておいたほうがいいのかなどというふうに思うので、ぜひ検討していただきたいと思っています。

◎佐藤浩生涯学習課長 たしか、今回、日曜日とかイベントがあつて休日出勤になった場合、確かに市の職員では振休とか使いまして休んでもらう。同じように、そういうふうに振休とかで代替で休んでもらうように。ただ、公民館の開館というのは、年末年始だけ、12月29日から1月3日までは閉館というような条例規定があるんですけども、それ以外どうしてもイベントの関係上、休んで閉めるようになった場合は、うちのほうに協議をしていただいて、それは閉館してもやむを得ないというふうなことでお話ししてはしまして、できるだけそういうふうに振休で休んでもらうようには、一応は話してはおります。

◎松野久郎委員長 一番、災害のときに公民館をあけるような形になるわけです。そうすると、公民館長もそうですけれども、振興会とかそういったところが来て、そこに例えば24時間滞在したりなんなりするんですけども、みんな自慢で私、滞在させていただきましますと言っていますけれども、結局そのお金は何も出てこないんだと。片や市から来られた方については、ちゃんとその辺は保障されるわけじゃないですか。そうすると、どこが違うんだというところを見たときに、その指定管理者制度の中で、そういったところも公民館を預けているわけですから、そういったところまで配慮する必要があるのではないかなと思うんですけども。平成17年度に決まったそのときには、そこまで考えなかったかもわかりませんが、昨今、災害等が多いので、そういったところもぜひ検討していただければと。お金がかかることで申しわけないですけども、出る方は必ず出て24時間体制でいるわけですので、職員との差がそういうふうな形であったんでは、いろいろな面で弊害が出てくるような気がするんですけども、ぜひご検討していただければと思います。

◎沼倉啓介委員 世の中にPL法というのがあるんですから、製造物責任法と同じように、管理体制の管理責任というのは当然あつて、施設は市のものですから、それを指定管理制度というのもそれは業務委託ですから、そこら辺は、きちっと協定を結ぶときには、ある程度、今委員長がおっしゃったように、災害とかあくまでも管理元が責任を負わなくてないものに関してはずきっちり明記しておかないと。どこに行っても裁判とかという形のものになったら、誰が責任をとるのという形になると、これは全ておかしくなってしまうよ。ですから、あくまでも指定管理制度というのは、公の施設の管理業務を委託するんだという形のもので、その辺の管理責任という責任体制は、きちっと協定書を結ぶなりは市が最終的な管理責任を持つんだという形のものを持っていかないと、ばらばらになってしまうよ。こ

れは、必ず上のほうに言って、ひとつ前向きに検討してもらうようお願いしたい。

◎武田政春教育長 今回の避難所の件ですけれども、公民館等を避難所にしてはいますが、この避難所については、災害等が起こった場合、早急に市の職員を派遣しています。2名なり3名なりを泊まらせて、本来市がやるべき仕事ですので、今言われたとおりですね、施設に関してそこを避難所として指定しているわけですから、職員を2名なり3名なり入れて、あと交代要員を入れるというような形でやっていますので、その辺については問題ないのではないかと。

◎沼倉啓介委員 そうですね、実質的に市が管理責任を負うということですね。

◎武田政春教育長 はい。

◎沼倉啓介委員 結構です。

◎佐久間儀郎委員 そこで、今さらなんですけれども、地区公民館には公民館長さんいらっしゃいますね。これは、市のほうから委嘱されているんだろうとっていますが、そこに起こった指定管理者制度の中で、振興会とかまちづくりのそういう地域の地縁団体があって、そこに指定をしていくという、そこでの職分といいますか、何かその辺まだちょっと理解できなかったんですよ。公民館長と、そしてまちづくり協議会の会長がいらっしゃるとか、あるいは一緒になるところもあるんだけれども、その辺をどういうふうにすみ分け、市のほうはどう考えているんだろうかなど。公民館長さんは何を負っているんだろうと、市のほうでは何をお願いしているのかなど、その辺がちょっと理解できないところが出てくるんですよね。どうなんですか、その辺のところ、お聞かせいただくとすれば。

◎佐藤浩生涯学習課長 公民館長には3万5,000円ほど月手当を出しているんですけれども、それで公民館長というふうなことを委嘱しております。公民館の事務長さんなりが忙しくて、どうしてもそこにいられない場合、ピンチヒッターで館長さんに来てもらったり、公民館事業の運営をする場合の責任者ですかね、公民館長。こういう事業をしたいという場合の事業計画についての承認とか、公民館長の決裁を受けて事業を行っているというふうな状況なので、まちづくり協議会に委託はしていますけれども、公民館事業については公民館長の采配といたしますか、そういう指示で動いていると認識しております。

◎武田政春教育長 こういうふうを考えるべきではないですか。まちづくり協議会というのは、その地区地区のまちづくりに専念をした母体ですよ。だから、ここがこういったまちづくりをしていきたいというのでまちづくり協議会、あるいは、いろいろ振興会とか名前は違いますけれども、その母体があって、そこに指定管理をお願いしているわけです。そして、指

定管理の具体的な部分は、公民館を運営していくのは公民館の館長さん、まちづくり協議会のほうから指定いただいて、指名していただいた方が館長さん。館長さんが実際の実務の責任を負っているものをやられていると。そして、もう1人、0.5人の事務の方がそれを補佐するという形になるだろうというふうに思っています。

年に2回ですか、中央公民館のほうでまちづくり協議会の会長さん、それから各公民館の公民館長さん、それから事務長さんの合同の会議が年2回……（「年2回と1回の研修をしています」の声あり）そういった部分で、役割というのはおのずと違っているものがあるというふうに……。だから、公民館そのものの運営については、実際は公民館長さんと事務長さんが運営を日々行っていると。

この間、斎川で、ころ柿の体験活動をやりました。私、月曜日ちょっと斎川に用があって行ったんですけども、その御礼に公民館に寄ったら、公民館は前の日に事業をやっていますので当然振休でした。ただ、事務長さんだけはちょっと用があって来ましたというのでちよっどお会いしてきたんですけども、そういった形で、先ほど言われた業務といいますか、土日とか時間外とかについては時間の割り振りをして休まれているんだなということはそこで確認をしたところであります。

◎沼倉啓介委員 要するに、この議案というのも全部市長名で指定管理するわけでしょう。委嘱というのも、例えば市の委員会があったという形で委員に委嘱するときは市長が委嘱するわけでしょう。管理責任は、最終的な責任は誰に来るのっていうと白石市長。だから、災害とか大きな災害の大きな問題とかそういう運営上の問題ではなくて、最終的に責任は誰がとるのという形になった場合に、それは白石市長なんですよ。だから、その明文化するについては、何でか、ここの議案のところが一番下に白石市長の名前が出ている。これが管理責任なんですよ。そうとって、あと業務運営とかこれは指定管理の団体の長がそこでやりなさいよと。ただ、手に負えないという形のもののどうこうが出てきた場合は、それは白石市長が最終的には責任母体なんだという形のもののありようなんですよね。それでいいんですよ。（「はい」の声あり）ということで、余り難しいことを言うわけわからなくなるので、確認だけしておきなうら。

◎平間知一委員 話を聞いたんですけども、丸森では、公民館はまちづくり協議会を廃止して、振興会とそこに任せたというふうな情報が入っていますけれども、その辺の動向をお聞きしたいんですけども、聞いてないですか。

◎佐藤浩生涯学習課長 丸森町では、公民館でなくて「まちづくりセンター」とか名称を変え



て、社会教育施設でなくて、いろいろな事業、極端に言えば、そこに直売所を設けて野菜を売ったりしてのお金もうけですか、収入、そういうものをできる事業もできるようにしたというような話は聞いております。そういう意味で、公民館からまちづくりセンターというふうな名称に変えて、公民館の運営もしながら、そのほかに各まちづくりの団体が収入を得る事業もしているというようなことがあるようです。

◎平間知一委員 そうすると、町からお金は一銭も助成は来てないということですか。

◎佐藤浩生涯学習課長 いや、指定管理料はもらってます。

◎伊藤勝美委員 市のほうでは、「公共施設等管理計画」ということで計画策定されていますけれども、実際この公民館、今度の、今までも修繕だ修理だというのは当然していただいたんですけれども、どういうふうな位置づけといたしますか、公民館に対しての計画はどのようになっているか、その辺はまだ出てないんですかね。つまり、極端な話、建てかえするとか、あと大規模な修理しなければならないとか、そういったことの計画的な具体的なことはまだ出ていないんですか。

◎佐藤浩生涯学習課長 個別具体的にはまだ出ていません。が、建てかえというのは、今の現実にそれは無理なので、今も毎年、各公民館の屋根の防水工事も毎年2カ所ずつ年次計画をつくってやってきておまして、平成29年度で全ての公民館の防水工事は終わるようになります。そういうふうに、その都度、施設を修繕しながら長く使っていくというような方針になるかと思っております。

◎伊藤勝美委員 今、「なるかと思います」というので、そういったことで、この計画に対するこれからのということに記載するというか、そういう形になるわけですね。今後の公共施設等管理計画におけるやつには、公民館の位置はそういう位置づけだと。（「はい」の声あり）

それで、先ほども言ったように、修繕とかそういうのは随時やってちょうだいということで、当然各公民館から上がってくるんですけれども、そのときの部類箇所、修復部類というか、そういうところ修繕部類にもあるかと思うんですけれども、この対応というのは一応公民館のほうから中央公民館のほうに行って、あとそこからというのは、返事というのはいつごろやることだというのは、もう直前とかそういう形でないとわからないんですか。というのは、いつまでたってもよくやってもらえないんだという、そういうのもあったものだし、あとやるとなったらすぐ来て、動かさなければならないとか、中にあるので、その辺の体制はどうなっているのか、それだけちょっと。

◎佐藤浩生涯学習課長 毎週支援係のほうで歩いています。そのときに、修繕箇所をいろいろ伝えまして要望とか出るんですけども、その修繕内容の緊急性とかを勘案しながら、もちろん要望にあった分については、すぐに財政サイドにまで通しまして、予算づけをお願いしているところがございます。それで、緊急性はまだ低いなというのは、どうしてももう少し待ってくださいというような状況になっているところです。

◎松野久郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 採決に入ります。ただいま議題となっております第95号議案から第102号議案までの採決をいたします。第95号議案から第102号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、よって、第95号議案から第102号議案まで、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。本委員会に付託された案件の審査経過と結果については、来る12月20日の本会議において委員長から報告いたしますが、その内容につきましては委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 ご異議なしと認め、委員長報告は委員長に委任することに決定をいたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

~~~~~

午前10時56分 開議

◎松野久郎委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、所管事務調査を行います。

本日の所管事務調査は、白石市小中学校の学校統廃合に伴う準備委員会等の進捗状況につ

いて調査するものです。このことについて、当局から説明したい旨の申し出がありますので、これを許します。

◎武田政春教育長 いつもお世話さまでございます。白石市小中学校の学校統廃合について、経過報告を行いたいというふうに思っています。

1枚ものと、あと「たより」が3枚入っていると思いますけれども、よろしく願いいたします。

前回の報告以降の話になりますけれども、前回の9月議会以降、6回にわたって専門部会及び統合準備委員会を開催してきたところであります。

10月3日には、東中・白川中学校の専門部会、10月5日には、白石中・南中学校の専門部会を開きました。さらに、10月12日には、第二小学校と斎川小学校の統合準備委員会第3回目を開いております。また、18日には、白石中・南中学校の統合準備委員会を開いたところであります。さらに、10月24日には、東中学校・白川中学校の統合準備委員会第3回目を開いております。また、12月6日には、東中学校・白川中学校の専門部会の合同部会、統合のバス運行に係ることについて特化して話をしたところであります。

現在、まず、来年の3月25日に閉校を迎えます斎川小学校についてお話を申し上げたいというふうに思っております。

斎川小と第二小学校については、いろいろお互いの子供たちの交流活動もスムーズに進んでおります。先日10月には、合唱コンクールが第二小学校で行われましたけれども、そこに斎川小の子供たちも参加して、また太鼓の演奏を行って非常に大きな喝采を浴びたところであります。また、斎川小学校に第二小学校の学年が移動しての交流、あるいは斎川小学校の子供たちが、もちろん第二小学校に来ての交流等々も行われております。交流事業については、今後もまだ若干残っているというところであります。

ほとんど斎川小学校、第二小学校についての具体的な内容については、準備についてはほとんど終了しているというところで、斎川小学校にある物品等についても、その行き場等について各学校等々から希望等もいただいて、あと運び出せるような状況までリストアップが終わっているところであります。

残っているものは、3月25日の閉校式の式内容、及びその後の地区の実行委員会による閉校に関しての、子供たちも含めての、どのような形で最後を締めるか、その辺のところが残っているというところであります。

なお、今、斎川小学校でやっている笹巻きとかしめ縄づくりとかそういった行事について

は、次年度、第二小学校の放課後子ども教室を連携型で、第二小学校は教室が足りないもの  
ですから、斎川小学校を活用して斎川小学校の伝統行事をそこで行って継続していきたいと  
いうようなことも考えているところであります。

なお、先ほどもお話ししましたけれども、3月25日に式典を予定しておりますので、ぜひ  
議員の皆様方にはご参加をお願い申し上げたいというふうに思っているところであります。

中学校のほうですが、白川中と東中学校の統合準備に関してですが、今、白川中学校、あ  
と南中学校も同じですけれども、市の公共交通機関、交通網の整備計画があって、当初スク  
ールバス云々という考えを持っていたんですけれども、きゃっするくんを運行して運びたい  
と。斎川小学校に関しては、きゃっするくんというバスは利用しますが、スクールバスとし  
て運行しますが、中学生については、きゃっするくん、市民バスを利用して子供たちを運び  
たいというふうに思っています。

運行の時間等については、多分来年度、企画情報課がやっているものですから、そこにい  
ろいろな意見を出していただいて、そして運行時間、子供の下校時間が夏と冬では全く違う  
ものですから、それらについても配慮していただくということになるだろうというふうに思  
っています。

白川中については、この間、きゃっするくんについての説明を終えたところであります。  
専門委員会ですね。今後、学校のほうに行ってお話をしたいというふうに思っています。

なお、多分、来年度の平成30年度、丸々1年残っていますけれども、東中、白川中につい  
てはもう交流事業が今年度から始まっております。11月には、今の白川中学校の1年生も東  
中学校の子供と一緒に仙台自主研修を行ってきたところであります。次年度は、一緒に班を  
分けて、5日間の職場体験も行うということでやっています。文化祭等における交流も進ん  
でいます。白川中・東中のほうはもう交流が結構行われていますので、子供たち同士も大分  
お互い知り合っているという状況になっているところであります。

南中学校と白石中学校は、これは年度当初から、子供たちの交流については平成30年度か  
ら始めるということで決定していますので、来年度から交流事業は始めるということになっ  
ています。

白川中学校については、これから閉校についての具体的な取り組みをしていくということ  
になっています。同窓会等をまとめてですね。

それから、南中学校については、それは以前に、昨年同窓会の総会で改めて、例えばいろ  
いろな記念碑とかそういったものは設置しないということに決定しております。そして、大

分早い時期に、閉校の子供たちに関する行事を行いたいという、これは昨年度の段階ですけれども、それらが決定しています。

ただ、来年度日程等を見たとき、これは参考に白川中学校で持ってきた内容ですけれども、まだ仮ですけれども、多分こういう日程になるだろうと。小学校と違って、中学校ですので入試が入るんですね。入試が絡むということは合格発表がありますので、合格発表を越えていろいろな行事は難しいということがありますので、白川中では一応閉校式を、まだ仮ですけれども、2月16日を予定しているようであります。卒業式の前に一旦閉校式なんかはやるということで計画をしています。もちろん卒業式はその後になります。

非常に中学校の場合、卒業が終わって入試の発表があつてということで、いろいろなことがその後にかかってくるものですから、春休みの時期を長くとりたいと。これは、南中学校も同じことを考えています。

閉校する学校については、3月の多分16日から休業日にしていきたいと。16日は土曜日ですけれども、土日からもう終わりにしたいと。3月15日、金曜日が修了式になるだろうというふうに予想されます。そのかわり夏休みを短くして、さらに夏休みだけでなく冬休みも若干1日短目にしてやっていきたい。これは、学期については管理規則で決まっているんですけれども、ただ、特別な事情がある場合は教育委員会の許可を得て変更することもできるという条文があるものですから、変更してやっていきたいということのようであります。その間に、具体的な交流事業等が入ってくるだろうというふうに思っています。

南中学校については、備品のリストアップもほとんど終わっている状態であります。ただ、まだどこにということころまではいっていませんけれども、リストアップは終わっていると。白川中についても大分進んでいるということでもあります。

あと、具体的なPTA等々の部分についても既に話し合いは終わっていますし、あと修学旅行等についても、今の1年生の修学旅行ですけれども、これについても業者決定、あるいは行先の決定等もされているところであります。

なお、徴収金等についても、同じ南中学校については、もう白石中学校に合わせて徴収を始めていくということでもありますし、白川中についても同じような形態でやっていくということでもあります。

なお、スクールバスの運行等について、土日、長期休業中の運行云々のお話がありましたけれども、きゃっするくんになりますので長期運行については問題なしということで、導入については1便出すということで市のほうとは調整を進めているところであります。

以上、簡単ですけれども、今の状況をご説明申し上げました。何かご質問等ありましたら  
お願いいたします。

◎**松野久郎委員長** 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

◎**平間知一委員** 白川中学校の内容ですけれども、式典等について下のほうですけれども、白  
川中では新たに実行委員会の組織をつくるというふうに書いていますけれども、今までの準  
備委員会等を外して新しくつくるといふことなんでしょうか。

◎**武田政春教育長** この内容は、多分同窓会のほうの組織で、統合準備委員会とは別の組織  
でいくということです。今、斎川小学校は準備委員会と別個に閉校準備委員会で、地区と同  
窓会の方々がつくっている組織があります。だから、市がやる閉校式典の後に、それに引き  
続いて、例えば記念碑の贈呈とか、あるいは記念誌、そういったものについては別個の閉校  
準備委員会が行っていますけれども、そういった組織を立ち上げるということだと思います。

◎**平間知一委員** それでは、これに学校関係は入らないんですか。学校関係。

◎**武田政春教育長** 学校関係は多分入ると思います。

◎**平間知一委員** 学校は入るの。今、教育長の話では、同窓会と地区の方というふうに……。

◎**武田政春教育長** もちろん学校の同窓会ですから、同窓会の係というのは学校にいますので。

（「先生方」の声あり）先生方の中で同窓会の係というのがいますので。小学校は同窓会が  
ないんです。白川中学校も同窓会長さんいますけれども、入ってもらっていますけれども、  
同窓会長さんがいて、もちろん南中学校にも同窓会長さんがいて、これは先ほどお話しした  
ように、もう同窓会で記念碑とかそういったものはつくらないと。前にある、旧南中学校に  
ある碑を、あれを移転するだけ。今の新しいほうにその碑を移転して、新しいプレートをそ  
こにつけるだけということで、これはもう同窓会のほうの総会で決定しているということだ  
そうです。だから、白川中は、これを今から立ち上げて、どうするかを決めていくというこ  
とのようにあります。

◎**平間知一委員** そうすると、準備委員会で総務部と教育環境部、これは壊さないで……。

◎**武田政春教育長** 申しわけないです。今、平間委員さんが言っているのは、この準備委員会  
とは全く違った組織です。

◎**小室英明学校管理課長** ちなみに斎川小では、式典等準備委員会という組織名になっており  
まして、これは、当然学校関係、あと自治会長さんとか地区の方ですね、あと市の職員も1  
名入っております。

◎**佐久間儀郎委員** 南中学校ですけれども、閉校の跡地利用については市が管理しますと書い

てございますけれども、跡地利用の決定の状況といいますか、その辺の検討状況、その辺はもうかなり進んでいるんですか。

◎武田政春教育長 今、跡地については、一つ南中学校については、これは県のほうの教育庁には、特別支援学校の白石校を入れてほしいということで今話をしています。今、白石中学校に入っていますので、まずは小中学校分の子供たちを入れて活用できないかと。

先日も行って話をきて、教育庁としては、これも南中学校に実は県の教育長が来て、やはりすばらしいということを見て、ちょうどそこで会っていろいろな話はしてきたんですけども、詰めはこれからになるだろうと。たとえそうなっても、多分1年ぐらいい間はあかざるを得ないだろうと思っています。県のほうでどういうふうにあと活用するかは別にして、南中学校の子供たちが出ました、はい、入りますというわけにいかないわけですので、特にあぁいった特別支援の、しかも重度の子供たちなものですから、それでいろいろと1年ぐらいいは準備がかかるだろうというふうに思っているところでもあります。詰めはこれからになるというふうに思っています。

◎伊藤勝美委員 今の跡地利用ということで、白川中学校の場合はどういうふうにする云々とか、地区の方の意見とかそういうのがかなりあるか、または、市のこうするああするというのは、今のところそういうのはないんですか。

◎武田政春教育長 実は、白川中も斎川小学校もあるんですけども、これについては、統合が終わった後に地域の方々も入っていただいて、意見を聞く場が必要になってくるだろうというふうに思っております。

斎川小については、ある程度の方向といいますか、多分公民館の組織として一部使っていくとかということは考えられるんですが、ただ、どのぐらい、余り広く公民館の組織にしても掃除するだけで大変ですので、だから、そういったことを具体的に話し合っていないとだめかなということで、多分統合が終わってから、そういった話し合いが進められるだろうというふうに思っています。

だから、すぐに例えば今斎川小がぼんと変わったからといって、新しく入るとかっていうことはまず考えられないと思っています。それをどういうふうを活用するかのことを地域の方々の意見も聞き、あと市も、さっきも公の施設の部分もありますので、その辺も詰めての将来像も考えながらになるんだろうというふうに思っています。

白川中についても同じになるだろうと。白川中についても、あの土地と建物の部分、それから耐久性といいますか、もちろん耐性ははかっていますけれども、ただ、古さから見た

ら一番古いものですから、それをどういうふうと考えていくか。それは、さっき言われたように、本当に公の施設の中でどういうふうと考えていけばいいのか、これは地域の方々の意見等もいただきながら考えるべきだろうというふうになるだろうと思っています。

多分、1年ぐらいのスパンでは決定できないのかもしれませんが、もしかしたら。ただ、早ければ、間1年で決定することもあるかもしれないですけども、教育委員会では2年ぐらいは時間がかかるのではないかなというふうには思っています。

◎伊藤勝美委員 今回の内容なんですけれども、教育施設ですから国との、あれは県ですか、管理費云々の交付税措置みたいなものもなかったでしたっけ。だからすぐに、要は、そういうものを結局、後でなくて、もうある程度決めてしまって、極端な話、民間に売っちゃうよとか、そういうことというのは可能なんですか、逆に。そういう話があれば。

◎小室英明学校管理課長 確かに学校ですので、普通地方交付税の措置はされております。ただ、学校施設でなくなった時点で、その交付税措置はなくなります。学校の廃止届も、施設の廃止届も提出する予定です。事務手続上は。

◎伊藤勝美委員 ですよ。となると、ですから、それを1年2年残して交付税措置されてやるか、それとも実際、先ほど言ったように、もうこれを使うところどこありませんかということで広く募集をかけてしまってというような考えも一つあるんでないかなと思うので、実際、そういう今学校跡地を利用したいという民間も結構話は聞いているんです。その辺も少し協議していただければなというふうに思います。

◎武田政春教育長 白川では、前の自治会長さんいろいろアンケートとったりしていろいろ意見もいただいています。どんなふうに使ったらいいのか。また、これは自治会長さん方の懇談会の中でも、駅があって非常に便利なのになぜなんだという。家を建てる場所がないんじゃないかという、そういった意見も出ていました。だから、いろいろな部分を総合的に意見をいただいて、非常に貴重な土地ですよ、非常に広いですから。地元にしたら相当な土地があるわけですから、それをどういうふうを活用するのかは、地域の方々のご意見をいただきながら、跡地の方向性を見ながらとなるだろうと。

ただ、償還金はもう古いから生じてないと……。 (「ないです」の声あり) 償還金が生じるのは南中学校だけありますので。ただ、同じ教育機関ということでかえる分には、それが生じない、いや、補助金が生じるんですね。土地の返還。

◎小室英明学校管理課長 償還金は当然どちらもない……。ああ南中だけは残りますね。でも、償還金と補助金の返還とまた別に2本出てきます。南中の場合は。白川中の場合は、積算は



ある程度したんですけれども、ほんとにわずかながら、建物が鉄筋コンクリートですと60年です、学校の場合。ですから、本当にわずかながら生じる可能性はあります。ただ、今かなり緩和されてきて、10年経過した建物であった場合、多分その免除措置が適用されるのかなとも考えております。

◎菊地忠久委員 斎川小学校のスクールバスの件なんですけれども、第二小学校前にとまるということなんです、第二児童館前というのは、第二児童館の駐車場前にバスが入っていくのか、それとも道路にバス停をつくって道路にとまるのか、どちらなのかお伺いします。

◎武田政春教育長 道路です。

◎菊地忠久委員 となると、例えば下校時16時、16時だとまだそんなでもないにしても、あそこ夕方、児童館のお迎えの子の車が結構出入り激しいんですけれども、その辺というのはどういうふうにお考えでしょうか。

◎武田政春教育長 やはり心配な部分ですけれども、第二小学校というのはどこを見ても実は心配なところでありました。一番安全といたしますか、交通量が比較的少ないところがここなのかなということで選んだわけなんですけれども、当然下校に当たっては先生方が出て交通整理等も行うということですし、できるだけ短時間で乗降できるような形にするということで、当然とまっていたらばらでなくて、ある程度子供たちが学校の中において、その時間が来たら移動して乗っていくというような、そういった措置をとってもらおうというふうに思っています。

◎菊地忠久委員 ちなみにバスなんですけれども、朝はあちらの高架橋のわきを通過して北に抜けていくと思うんですけれども、帰りはどっち側からバスは……。帰りも同ルートで、やはり北に向かってからこう回っていく感じなんですかね。

◎小室英明学校管理課長 帰りは、この児童館の前を出発しまして、駅前通りまで真っすぐ出て、旧4号線というか、そこに出るような形になります。（「わかりました」の声あり）

◎松野久郎委員長 そのほかありませんか。

「スクールバスを運行しますか」という話をきのうしたと思うんですけれども、質問で、「2カ所やっています」という、私そういった意味ではなくて、スクールバスというのは、あれは委託して、要するに修繕費だったので、委託していれば修繕費かからないのかなと僕は思ったんですけれども、今回のスクールバスも含めて委託なんですか、あれは。借り上げみたいな形なんですか。バス。

◎小室英明学校管理課長 今のスクールバスでしょうか。

◎松野久郎委員長 今のと同じ体系なんですよ、今度。今度は違うんですか。

◎小室英明学校管理課長 若干異なります。今の2台運行している福岡地区のスクールバスについては、あれは教育委員会でバスの車体を所有して、それで今、日本ハイウェイさんに運行を委託していますけれども、その運行委託料の中に燃料費とかあとタイヤ代、あとほんとの小修繕までですね、そこまでは含まれています。ただ、大きい修繕とか車検費用は市のほう、教育委員会のほうで持つような委託契約方式をとっております。

今回、齋川小で考えている委託につきましては、車体は市のバスになりますけれども、それは企画情報課のほうのきゃっするくんのバスをベースにしまして、それについて委託契約するというので、委託料に含まれる内容について若干異なるはずですが。教育委員会のほうは、タイヤとかそこまで委託料の中に込みになっていますけれども、そのきゃっするくんのバスを使用した場合、多分、まだ確定ではないですけれども、契約していないので。そちらは別になると思います。

◎松野久郎委員長 レンタルとかなんかいろいろと安いというか、保険も掛けなくていいとかあっていろいろあると思うので、選ぶとか選択肢はまだまだあると思うんですよ。そうすると、修繕費であれば、自分のところである修繕費、修繕費とか、丁寧に乗ったりしますけれども、どうせ出してもらえるんだったらという形にもなりかねないということだと思いますので、ぜひいろいろなところを調べてみて、でも、委託形態が違うんですよ、今回は。

◎小室英明学校管理課長 そうですね。

◎松野久郎委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の所管事務調査は終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長 委員の皆様には終始ご熱心にご協議いただき、深く敬意と感謝を申し上げます。また、理事各位におかれましても、委員会の円滑なる運営に格別なるご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。この委員会において協議されました字句、数字、その他整理を要する

ものについては、その整理を会議規則第107条の規定に基づき、委員長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎松野久郎委員長　ご異議なしと認めます。よって、その整理を委員長に委任することに決定いたしました。

これにて本委員会を閉会とさせていただきます。

終始ご熱心に審査をいただきまして、まことにありがとうございました。

~~~~~

午前11時27分　閉会

白石市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

厚生文教常任委員長　松野久郎